

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月23日 05時38分ごろ
発生場所	高知県高知市御 ^{みま} 瀬 ^せ 漁港東方沖（高知港） 高知灯台から真方位308°1,450m （概位 北緯33°30.3 東経133°33.6）
事故の概要	プレジャーボート ^{せいりょう} 清良丸は、南進中、また、プレジャーボート ^{こがも} 小鴨は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 清良丸、2.2トン 282-15482 高知、個人所有 B プレジャーボート 小鴨、5トン未満（長さ4.15m） 282-14190 高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 約0.3m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りの目的で、高知港を南進中、船長Aが、前路に他船が見当たらなかったため、他船はいないと思い、釣り場が記載されたメモを見ながら操舵に当たっていたところ、衝撃を感じ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突したことを知った。 B 船は、船長が1人で乗り組み、高知港において、船首を南方に向け、船外機を作動させた状態で、釣りをしながら漂泊中、付近を航行する船は避けてくれると思い、漁獲物の処理作業を行っていたところ、B船の右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、衝撃で転倒して気を失ったものの、A船の知人の船でB船がえい航される途中、我に返り、連絡して駆けつけた親族と共に病院に向かい、顔面、左腕及び腰部打撲等と診断された。
分析	A 船は、南進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、釣り場が記載されたメモを見ながら操舵に当たっていたことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船に衝突したものと考えられ

	<p>る。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、漂流中のB船に向かってくる他船はいないと思い、漁獲物の処理作業を行っていたことから、A船に気付かずに漂流を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南進中、また、B船が漂流中、船長Aが釣り場が記載されたメモを見ながら操舵に当たっていたため、前路で漂流中のB船に気付かずに航行を続け、また、船長Bが漁獲物の処理作業を行っていたため、A船の接近に気付かずに漂流を続け、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、前路に他船はいないと思わず、見張りを継続的に行うこと。 ・漂流中においても、他船が避けてくれると思わず、常時、周囲の見張りを行うこと。